

南箕輪村合葬式墓地募集の ご案内



問い合わせ先

南箕輪村役場 住民環境課 生活環境係

電話：0265-72-2106

メールアドレス：seikatsu-c@vill.minamiminowa.lg.jp

1 合葬式墓地とは

合葬式墓地は、一つの納骨室の中に多くの方のご遺骨を埋蔵する墓地です。使用者が維持管理を行う必要がないため、少子化や核家族化などの理由から墓地の承継が難しい方なども、生前に申し込みいただき利用することが可能です。

納骨施設はモニュメントを中央に、個別に骨壺を埋蔵する個別埋蔵庫、共同で遺骨のみを埋蔵する共同埋蔵庫を備えた施設となっています。

2 施設概要

- (1) 個別埋蔵庫 13 か所、共同埋蔵庫 4 か所 約 133 m²
- (2) 付帯設備：献花台 1 か所、墓誌 2 か所 (南側 No1・北側 No2)
- (3) 駐車場：7 台

3 埋蔵方式

- (1) 個別埋蔵方式・・・許可日から 15 年間、ご遺骨を骨壺等に納めたまま個別埋蔵庫へ保管し、その後共同埋蔵庫に埋蔵します。
- (2) 共同埋蔵方式・・・ご遺骨を直接共同埋蔵庫に埋蔵します。

4 募集数

個別埋蔵場所 160 体 ・ 共同埋蔵場所 900 体

5 申し込み条件

次のいずれにも該当する方

- (1) 南箕輪村に住民登録がある方又は本籍がある方
- (2) 南箕輪村墓地公園内に墓地の使用許可を受けていない方
墓地を使用している方が合葬式墓地を使用する場合は、墓地の返還(永代使用权の放棄)が必要です。

6 使用料

南箕輪村合葬式墓地の使用料については次のとおりです。

一体につき	南箕輪村に住民登録がある方	南箕輪村に本籍のみある方
(1) 個別埋蔵方式	150,000 円	187,500 円
(2) 共同埋蔵方式	50,000 円	62,500 円

※埋蔵については、村が指定する業者しかできません。また、別途埋蔵手数料 6,500円(税別)が必要となります。(業者の都合により手数料の金額は変わる場合があります。)

※毎年の管理料は不要です。

※合葬式墓地への埋蔵は、個人単位となります。例えば、ご夫婦や家族単位での埋蔵を希望される場合でも、一体毎に使用料を納付していただきます。

※共同埋蔵場所の未使用または個別埋蔵場所については、許可を受けた日から5年以内に使用の中止をした場合に限り、既納使用料の3分の1相当額の還付を受けることができます。

7 申込方法

申請書により、お一人ずつ(すでにご遺骨をお持ちの場合1体ずつ)申し込んでいただきます。

8 申込受付

受付期間：令和8年9月15日から随時受付

受付場所：南箕輪村役場 住民環境課窓口

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※(土・日曜日、祝日・年末年始を除く)

申請書等の様式は、住民環境課でお受取りいただくか、南箕輪村ホームページからダウンロードできます。

9 必要書類

- 南箕輪村合葬式墳墓使用許可申請書（様式第1号）
- 申請者の住民票の写しまたは戸籍抄本
※村外在住者は、本籍の記載されたもの
- 南箕輪村合葬式墓地条例第5条第1項第2号の規定による使用者の資格に該当する申請者で、現に村に本籍を有していない場合又は住民登録がない場合 被埋蔵者の除籍謄本等
- 将来において自己のご遺骨を埋蔵使用とする時は立会人の住民票の写し
- 南箕輪村墓地公園一般聖地使用者が合葬式墓地の使用を申請する時
※南箕輪村墓地公園永代使用权の放棄（届）

10 申込みにあたっての注意事項

- (1) 合葬式墓地には、使用許可書に記載した埋蔵される者（被埋蔵者）のみ埋蔵することができます。なお、被埋蔵者の変更はできません。
- (2) 個別埋蔵場所に埋蔵されたご遺骨（骨壺）は、許可された日から15年間を経過すると、ご遺骨のみを共同埋蔵場所へ移し、永年に埋葬されます。この時には使用料は必要ありません。
- (3) 個別埋蔵場所の利用者は、許可した日から15年以内であればご遺骨の返還を求めることができます。
- (4) 共同埋蔵場所に埋蔵されたご遺骨は、返還することはできません。

11 使用料の納入と許可書の送付

申請書類の内容及び納入の確認ができた場合、後日使用許可証を郵送します。使用許可証は、納骨（埋蔵）等の際にも必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

12 ご遺骨の容器の基準

個別埋蔵場所に埋蔵するご遺骨を収める容器は、下記基準に適合するものでなければなりません。

- (1) 幅22cm以下、高さ26cm以下、奥行き22cm以下であること。
- (2) 材質は、陶磁器その他ご遺骨の埋蔵に適したものであること。
- (3) 箱等の外装を施していないこと。

13 埋蔵の流れ

合葬式墓地への埋蔵は村が指定する下記の者が行います。

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 8439 番地 2

株式会社愛光典礼社 電話番号：0265-71-3201

使用許可証が発行された後、埋蔵の準備ができましたら、使用者または立会人等は、株式会社愛光典礼社へご遺骨を預託する予定日の3日前までに電話予約し、予約した日時に株式会社愛光典礼社へ下記のものを持参し預託します。

(1) 預託するご遺骨

※個別埋蔵については、4ページの「12 ご遺骨の容器の基準」に適合するものを用意する。

(2) 合葬式墓地使用許可証

(3) 埋火葬許可証又は改葬許可証

預託後、株式会社愛光典礼社が預かったご遺骨を合葬式墓地の個別埋蔵場所又は共同埋蔵場所へ埋蔵します。使用者又は立会人等は埋蔵場所へ立ち入ることはできませんのでご注意ください。

14 墓誌への掲示

参拝エリアの左右に合葬式墓地用の墓誌を設けております。氏名等の掲示を希望される場合は、許可証の発行後、許可証を持参して役場住民環境課生活環境係にお越しく下さい。墓誌に貼り付ける墓誌札（大きさ縦20cm×横10cmの石板になります。）をお渡しします。

なお、墓誌札の費用負担はありませんが、刻銘、貼り付け等に要する費用については使用者又は立会人等のご負担となります。

●墓誌のルール

(1) 墓誌札は使用許可証1件につき1枚とし、貼り付け後にお返しすることはできません。

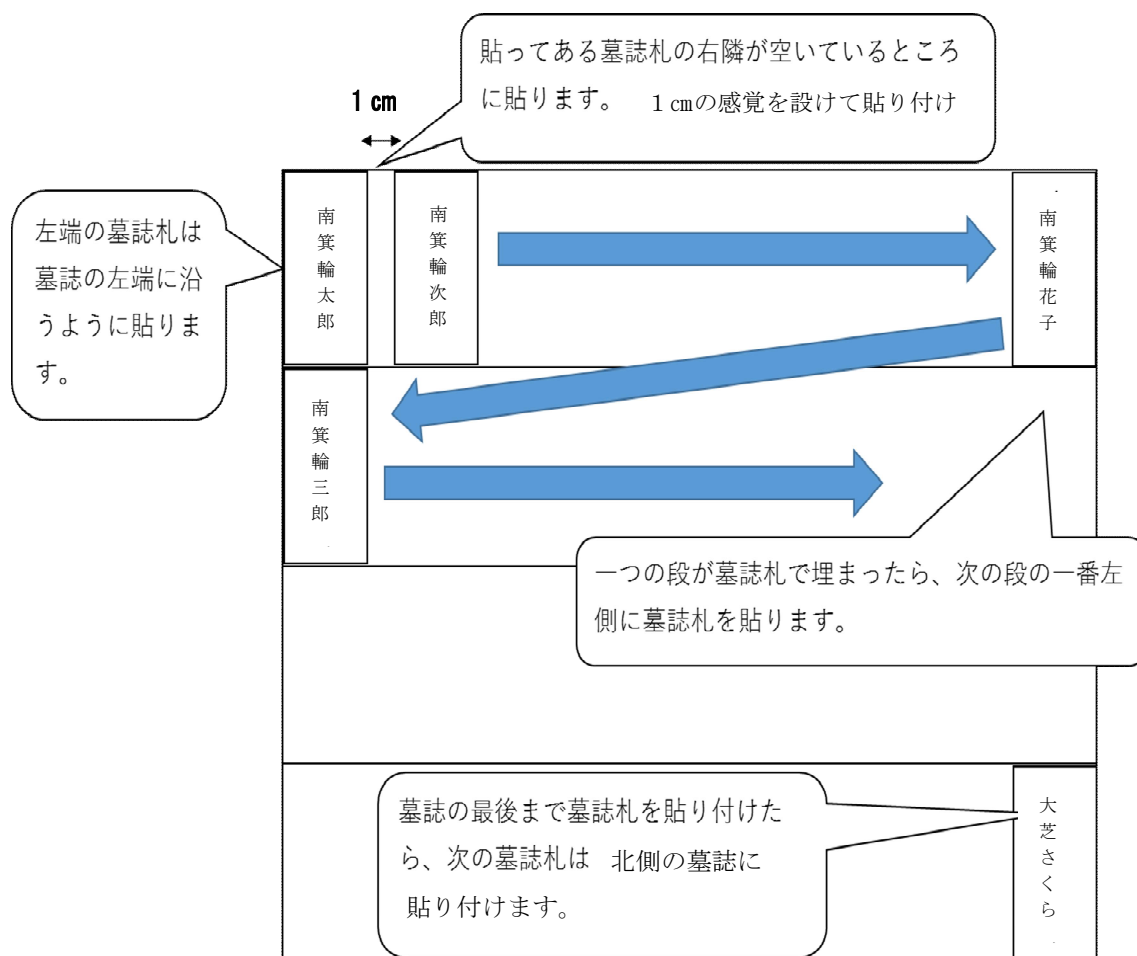
(2) 墓誌札には、下記に該当するものを刻むことや、表示することはできません。

・公序良俗に反するもの

・その他墓地の管理上不適当と認められるもの

(3) 墓誌札の墓誌への貼り付けは、南側（No1）の墓誌の左上から右隣に1cmの間隔で貼り付けてください。段が埋まっている場合は一段下の左端から貼り付けてください。（次ページのイメージ図参照）

墓誌への墓誌札の貼り付け方



15 参拝方法

合葬式墓地の建物正面に設けられた参拝スペース（献花台）で、自由にお参りできます。なお、埋蔵庫への立入りはできません。また、村で供養等はいりません。

16 使用上の注意事項等

(1) 死体埋葬の禁止

合葬式墓地は死体（火葬していない遺体）を埋葬することはできません。

(2) 南箕輪村墓地公園内の一般聖地との同時使用の禁止

現在、一般聖地の使用許可を受けている方は、合葬式墓地の使用許可を受けることはできません。合葬式墓地を使用する場合は、一般聖地の返還の手続きをしてください。

(3) 申請事項の変更住所等、申請事項に変更があった場合は直ちに変更の手続きをしてください。

(4) 使用許可の取消し

次の場合には使用許可を取消すことがあります。

- ① 合葬式墓地使用权を譲渡し、または転貸したとき。
- ② 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- ③ 合葬式墓地使用者と埋蔵される方が同一人物である場合において、当該者が住所不明となってから5年を経過してもご遺骨が埋蔵されないとき。
- ④ その他、南箕輪村墓地公園条例又はこの墓地条例に基づく規則に違反したとき。

17 合葬式墓地 案内図

住所：長野県上伊那郡南箕輪村2380番地151



18 合葬式墓地に関する Q&A

Q. どのような人が利用できますか。

A. 村内に住民票又は本籍がある方で、南箕輪村墓地公園の一般聖地の使用許可を受けていない方が利用できます。

Q. 生前の自己のご遺骨の埋蔵を申請することはできますか。

A. 申請できます。申請する際に立会人を指定していただく必要があります。ただし個別埋蔵方式については、許可した日から15年間は個別の埋蔵期間となりますのでご注意ください。生前に申請されると埋蔵されていない期間も含まれます。

Q. 申請時に使用料を納付する必要がありますか。

A. 申請書類の確認後に納付書を郵送します。郵送後、15日以内に納付をお願いします。

個別埋蔵方式 150,000円（本籍のみ南箕輪村の方は187,500円）
共同埋蔵方式 50,000円（本籍のみ南箕輪村の方は62,500円）

Q. 使用料以外に将来お金がかかる場合がありますか。

A. 管理料等はありません。申請時に別途埋蔵手数料が6,500円（税別）がかかります。（業者の都合により手数料の金額は変わる場合があります。）

Q. 合葬式墓地に埋蔵する人の氏名を掲示することはできますか。

A. 合葬式墓地に付属している墓誌に、氏名等を刻んだ墓誌札を貼ることができます。墓誌札は許可証発行後に無償でお渡しします。墓誌札への刻銘、貼り付け等は使用者又は立会人等のご負担となります。

また貼り付ける際のルールは5～6ページをご参照ください。

Q. 合葬式墓地からご遺骨を返還してもらうことはできますか。

A. 個別埋蔵場所のみ、許可日から15年経過する前に使用中止の手続きをした場合は、ご遺骨を返還することができます。

Q. 共同埋蔵場所に埋蔵した際、骨壺は処分してもらえますか。

A. ご遺骨を埋蔵後の骨壺は村の指定者である株式会社愛光典礼社が処分します。